

別紙 2

一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領（平成 13 年 12 月 5 日付国自旅第 117 号）の
一部改正案 新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第 4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準</p> <p>1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等 運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2 列シート、3 列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 軽微運賃 運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。</p> <p>1) 基本運賃 イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合 ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合 ハ. <u>制度通達 I. 2. (3) ロに定める定期観光バスについて、設定地域の一般バスの運賃と比較して同額以下である場合</u></p> <p>2) 一般割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。</p> <p>3) 営業割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。</p> <p>4) 運輸に関する料金 原則として数値基準による検討は行わない。</p> <p>附 則（令和 5 年 1 2 月 2 8 日 国自旅第 2 5 3 号）</p> <p><u>1 本取扱要領は、令和 5 年 1 2 月 2 8 日以降に届け出るものから適用する。</u></p> <p><u>2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 1 0 1 号）附則により、同法第 9 条第 6 項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものについては、改正後の規定を適用する。</u></p> | <p>第 4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準</p> <p>1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等 運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2 列シート、3 列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 軽微運賃 運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。</p> <p>1) 基本運賃 イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合 ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合 <u>(新設)</u></p> <p>2) 一般割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。</p> <p>3) 営業割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。</p> <p>4) 運輸に関する料金 原則として数値基準による検討は行わない。</p> |